

(様式 1)

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業立地・IT振興課	整理番号	3-2
許認可等の種類	長野県産業投資（旧：信州ものづくり産業）応援助成金の事業計画変更承認			
根拠法令条例等 ・条項	長野県産業投資応援条例第4条			
許認可等の概要	事業認定通知を受けた企業が、対象生産設備の設置場所、事業内容の大幅な変更その他の事業計画を変更する場合、あらかじめ事業計画の変更を承認する。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	事業認定の審査基準に準じる			
基準の制定根拠	長野県産業投資（旧：信州ものづくり産業）応援助成金交付要綱第3条			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	30日間[県の休日（土曜日・日曜日・国民の祝日に関する法律の休日及び12月29日から1月3日まで）は除く]			
期間の制定根拠	内容確認（必要に応じて現地調査等）20日、審査10日			